

平成 24 年版 楽学宅建 要点整理
【法改正による修正のお知らせ】

(3404)

平成 24 年 6 月 26 日
 (株)住宅新報社
 資格図書編集部
 TEL03-6403-7806

【法改正】 平成 24 年度宅地建物取引主任者資格試験の実施公告が発表され、今年度の試験は、平成 24 年 4 月 1 日(日)現在施行の法令に基づいて出題されます。本書籍は、平成 23 年 10 月 1 日現在施行の法令に基づいて記述されていますので、この間の法令改正により、以下の箇所の記述を修正くださいますようお願い申し上げます。

なお、このお知らせにおいては、本書中の書体の使い分けにかかわらず、修正前の文章・単語等を明朝体、修正後の文章・単語等をゴシック体(太字)で表記しております。

ページ	位置	改正前	改正後														
23	下 2 行目	法定代理人が免許欠格者の	法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む）が免許欠格者の														
48	上 13 行目の下に右の文章を追加し、以下の⑦～⑩を⑧～⑪とする		⑦当該土地・建物が津波災害警戒区域内にあるときは、その旨														
185	表を右のものに差し替える	<p>太字部分が改正箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県が定める都市計画</th> <th>市町村が定める都市計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域区分（指定都市の区域に定めるときは、指定都市が定める）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>用途地域</td> </tr> <tr> <td>2 以上の市町村の区域にわたる 10ha 以上の風致地区</td> <td>左記以外の風致地区</td> </tr> <tr> <td>2 以上の市町村の区域にわたる緑地保全地域</td> <td>左記以外の緑地保全地域・特別用途地区・特定用途制限地域・高度地区・高度利用地区</td> </tr> <tr> <td>広域的見地から決定すべき都市施設（国道等）</td> <td>左記以外の都市施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地区計画等</td> </tr> </tbody> </table>	都道府県が定める都市計画	市町村が定める都市計画	区域区分（指定都市の区域に定めるときは、指定都市が定める）			用途地域	2 以上の市町村の区域にわたる 10ha 以上の風致地区	左記以外の風致地区	2 以上の市町村の区域にわたる緑地保全地域	左記以外の緑地保全地域・特別用途地区・特定用途制限地域・高度地区・高度利用地区	広域的見地から決定すべき都市施設（国道等）	左記以外の都市施設		地区計画等	
都道府県が定める都市計画	市町村が定める都市計画																
区域区分（指定都市の区域に定めるときは、指定都市が定める）																	
	用途地域																
2 以上の市町村の区域にわたる 10ha 以上の風致地区	左記以外の風致地区																
2 以上の市町村の区域にわたる緑地保全地域	左記以外の緑地保全地域・特別用途地区・特定用途制限地域・高度地区・高度利用地区																
広域的見地から決定すべき都市施設（国道等）	左記以外の都市施設																
	地区計画等																

187	右段・上 5 行目	都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。	都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、 町村にあっては都道府県知事の同意を得なければならない。
192	上 11 行目の下に右の文章を追加		上記①②については、定めるように努めるものとし、③については定めるものとする。
197	表中・上 1 行目	原則 知事の許可を	原則 知事等（市の区域内にあっては市長）の許可を
225	上 3 行目	知事の許可が必要。	知事等（大臣施行の場合は大臣、 市の区域内においては市長 ）の許可が必要。
226	表中「都市再開発法」の【誰に】の欄	都道府県知事	建築許可権者
	表中「大都市における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」の【誰に】の欄	都道府県知事	都道府県知事等（ 市の区域にあっては市長 ）
	表中「都市緑地法」の【誰に】の欄	都道府県知事	都道府県知事等（ 市の区域にあっては市長 ）
227	表中「公有地の拡大の推進に関する法律」の【誰に】の欄	都道府県知事（指定都市の場合は市長）	都道府県知事等（ 市の区域にあっては市長 ）
237	下表【譲渡資産】の欄④	2 億円以下	1 億 5,000 万円以下

【正 誤】本書籍におきましては、記述の誤りによる修正はございません。